

第 47 号議案

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

加東市介護老人保健施設条例（平成 18 年加東市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表食費の部介護保健施設サービスの項中「1,392円」を「1,445円」に改め、同部短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の項中「382円」を「395円」に、「505円」を「525円」に改め、同部通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの項中「505円」を「525円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

## 第47号議案 要旨

### 加東市介護老人保健施設条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

令和3年度介護報酬改定により、令和3年8月1日から施設で提供する食事に係る費用の額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護並びに通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを利用する者の食費の額を引き上げること。（別表関係）

#### 3 施行期日 令和3年8月1日

新 旧 対 照 表

現 行

改 正 案

別表（第4条関係）

種類	対象となるサービスの種類	金額
(略)	(略)	(略)
食費	介護保健施設サービス	1日につき <u>1,392</u> 円
	短期入所療養介護及び介護 予防短期入所療養介護	朝食 1食につき <u>382</u> 円 昼食及び夕食 1 食につき <u>505</u> 円
	通所リハビリテーション及 び介護予防通所リハビリテ ーション	1食につき <u>505</u> 円
(略)	(略)	(略)

別表（第4条関係）

種類	対象となるサービスの種類	金額
(略)	(略)	(略)
食費	介護保健施設サービス	1日につき <u>1,445</u> 円
	短期入所療養介護及び介護 予防短期入所療養介護	朝食 1食につき <u>395</u> 円 昼食及び夕食 1 食につき <u>525</u> 円
	通所リハビリテーション及 び介護予防通所リハビリテ ーション	1食につき <u>525</u> 円
(略)	(略)	(略)